

## 第 2 回 G20 福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議 推進協力委員会

日時：平成 30 年 9 月 26 日（水）  
午前 11 時 20 分～  
会場：福岡市役所 9 階 庁議室

### 次第

- 1 開会あいさつ  
【福岡市長 高島 宗一郎】
- 2 会議に向けた事業のイメージ共有について
- 3 事業の登録について

#### <参考>

○G20 福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議 概要

## G20福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議 推進協力委員会

### 1 目的

G20福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議(以後、「会議」という。)の成功に向け、地元関係機関の連携、会議の準備・開催支援、開催機運の醸成、福岡・九州の魅力発信に係る協力を行う

### 2 所掌

以下の項目について情報共有、調整及び役割分担  
 ①会議の準備・開催支援  
 ②会議の開催機運の醸成  
 ③福岡・九州の魅力発信

### 3 今後のスケジュール

9月：事業イメージの共有  
 12月：各団体による事業提案  
 4月：直前の情報共有

### <福岡市が取り組む事業イメージ> ※平成30年9月26日時点。今後、事業追加・事業内容変更の可能性あり。

- 「準備・支援」「参加者等へのおもてなし・歓迎」「機運の醸成」に資する事業に取り組む
- 平成31年1月より事業を開始

事業			10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
準備・支援	市民説明	交通対策等を市民へ周知するため、ポスターの掲示やチラシの配布などを行う。	市民説明(随時)							
	街頭演出	バナー、横断幕、ポスターなどを製作し、街頭や公共施設等に掲出する。	製作	掲出(随時)						
おもてなし	歓迎レセプション	会議参加者に対する歓迎レセプションを開催する。	企画						運営準備	★実施
	特設花壇	会議参加者のおもてなしのため、特設花壇を整備する。	企画・準備						整備	
機運醸成	セミナー等	会議に関連したテーマのセミナー及びフィンテック関連イベント等を実施する。	企画	開催(複数回)						
	特別授業等	市内の小中学生向けに特別授業及び特別給食を実施する。	企画	開催(複数回)						
	巡回パネル展 カウントダウンボード	会議の概要等について紹介する巡回パネルやカウントダウンボードを製作し、庁舎内や関連イベント会場等に設置する。	製作	巡回パネル展開催 カウントダウンボード設置						
	専用HP制作・運営	会議の関連情報の提供や、福岡・九州の魅力発信を行うため、日本語・英語対応の専用HPの制作及び運営を行う。	制作	運営						
	市政だより	G20の開催をテーマとした記事を市政だよりに掲載。	準備	記事掲載						
	パンフレット グッズ	会議の概要や福岡・九州の魅力発信をする内容を盛り込んだパンフレット及び啓発グッズを製作し、イベント等で配布する。	製作	パンフレット・啓発グッズ配布						

会議開催



【街頭演出】



【歓迎レセプション】



【特設花壇】



【巡回パネル展】



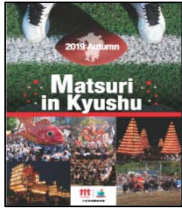
【パンフレット】

## 関連事業

(会議の開催を機に会議に関連して実施する事業)

### ○九州経済連合会

- ・「福岡・九州」の魅力発信



### ○福岡商工会議所

- ・G20をテーマとしたセミナー開催
- ・物産展の開催



### ○九州観光推進機構

- ・会議関係者向けに九州旅行商品を提案



### ○福岡観光コンベンションビューロー

- ・経済フォーラムの開催
- ・開催記念土産の開発、販売 など



### ○福岡よかトピア国際交流財団

- ・留学生とコラボした特別イベントの開催



### ○博多まちづくり推進協議会

- ・イベントでのキャッシュレス導入
- ・「はかた大学」での特別授業



### ○福岡地域戦略推進協議会

- ・フィンテックイベントの開催



### ○福岡青年会議所

- ・G20に関連した大規模MICE事業の開催



### ○福岡市自治協議会等7区会長会

- ・関係地域の住民等への周知

### ○福岡銀行協会

- ・子ども向け銀行体験

## 周知事業

(会議の周知に係る事業)

### <各種イベントや会報誌等での周知>

- 九州経済連合会
- 福岡商工会議所
- 福岡経済同友会
- 福岡銀行協会
- 福岡観光コンベンションビューロー
- 福岡県 など



九州経済懇談会



福岡経済同友会例会



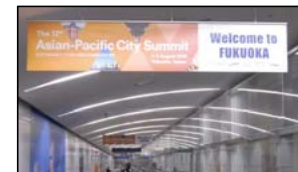
観光案内所



銀行ロビー

### <駅舎や車両内等での周知>

- 九州旅客鉄道
- 西日本鉄道
- 福岡空港ビルディング
- 福岡市交通局



福岡空港①



福岡空港②



地下鉄①



地下鉄②

## 事業の登録について

### 1 目的

G20 福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議に向け、G20 福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議 推進協力委員会（以下「推進協力委員会」という。）として、法人その他の団体が実施する事業を登録することにより、一体的に広報を行う。

### 2 対象事業

#### (1) 関連事業

会議に関連して法人その他の団体が実施する準備・開催支援に係る事業，機運の醸成に係る事業，福岡・九州の魅力発信に係る事業

#### (2) 周知事業

会議の周知に係る事業

### 3 申請者

法人その他の団体

※推進協力委員会の各団体及びその構成員が登録する場合は申請書類を簡略化

### 4 申請先

推進協力委員会 事務局（福岡市総務企画局内）

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 - 8 - 1

TEL : 092-711-4175 fax : 092-733-5883

mail : g20fukuoka1.GAPB@city.fukuoka.lg.jp

### 5 受付開始時期

本日より

### 6 要領等

別紙のとおり



## G20 福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議に係る事業の 登録承諾に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、G20 福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議（以下「会議」という。）の開催に向け、会議に関連して法人その他の団体が実施する準備・開催支援に係る事業、機運の醸成に係る事業、福岡・九州の魅力発信に係る事業等（以下「関連事業」という。）及び会議の周知に係る事業（以下「周知事業」という。）の登録に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 関連事業又は周知事業（以下「登録事業」という。）の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、G20 福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議 推進協力委員会（以下「委員会」という。）規約第10条に規定する事務局の課長（以下「所管課長」という。）に提出しなければならない。ただし、所管課長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 申請者に関する書類のうち次に掲げるもの

- ア 定款、規約、会則その他これらに類する書類であって、申請者の組織活動の根本規則と認められるもの
- イ 申請者の役員及び登録事業関係者の名簿
- ウ 活動内容に関する資料
- エ その他所管課長が必要と認める書類

(2) 登録事業に関する書類のうち次に掲げるもの

- ア 事業企画書（講演を行う場合にあっては、その内容が分かるもの）
- イ 収支予算書（一般の参加者から参加料を徴収する場合に限る。）
- ウ 募集に係る広報物等
- エ その他所管課長が必要と認める書類

2 所管課長は、前項の規定により提出された申請書の記載事項に不備があるとき、又は申請書に資料の添付がないときは、補正依頼書（様式第2号）により、相当の期間を定めて、その補正を命じることができる。

3 所管課長は、第1項の規定による申請がなされた場合において、申請者が前項の規定による補正に応じないときは、当該申請を却下することができる。この場合において、所管課長は、申請者に対して、却下通知書（様式第3号）により速やかに通知するものとする。

4 所管課長は、申請者が第5条第2項本文又は第3項の規定により登録事業の登録を承諾しないこととされた者である場合にあっては、第2項の規定による補正の命令及び前項の規定による申請の却下をすることなく登録事業の登録を承諾しないことができる。

(承諾の基準)

第3条 所管課長は、前条第1項の規定による申請がなされた場合であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、登録事業の登録を承諾するものとする。

- (1) 申請者（ウにあつては、申請者（当該申請者が団体である場合に限る。）の役員等を含む。）が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
  - ア 事業の遂行能力があること。
  - イ 特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体（登録事業の登録を承諾しても本市が特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体を支持し、又は振興していると認められない場合を除く。）でないこと。
  - ウ 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
  - エ その他登録事業として登録することが適当でないと認められるものでないこと。
- (2) 登録事業の内容が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
  - ア 会議の開催に向けた準備・支援に係る事業、開催機運の醸成に係る事業、福岡・九州の魅力発信に係る事業等であること。
  - イ 広く市民を対象としていること。ただし、事業を登録することが適当と認められる場合は、この限りでない。
  - ウ 専ら営利を目的とせず、かつ、一般の参加者から参加料を徴収するときは、その額が適切な範囲内であること。
  - エ 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する等の活動でないこと。
  - オ 政治的な立場等、特定の主義主張に立脚しており、かつ、本市が登録事業の登録を承諾することにより行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるものでないこと。
  - カ 法令及び公序良俗に反していないこと。
  - キ その他事業を登録することを承諾すべきでない特段の事情がないこと。

(通知)

第4条 所管課長は、登録事業の申請について、承諾又は不承諾の決定を行ったときは、申請者に対して、決定通知書（様式第4号又は様式第5号）により速やかに通知するものとする。

- 2 所管課長は、登録事業の登録の承諾をするに際し、次に掲げる条件を付することがある。
  - (1) 申請者は、事業計画を変更する場合は、直ちに届け出ること。
  - (2) 申請者は、事業の終了後において、実施報告書、収支決算書等、事業の実績に関する書類を求めたときは、速やかに提出すること。

(承諾の取消し)

第5条 所管課長は、前条第1項の規定により登録事業の登録の承諾の通知を行った後（関連事業終了後を含む。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承諾を取り消すことができる。この場合において、所管課長は、取消しの決定を行ったときは、登録を承諾された者（以下「登録事業者」という。）に対して、取消通知書（様式第6号）により速やかに通知するものとする。

- (1) 登録事業者又は登録事業の内容が第3条第1号又は第2号に掲げる要件に該当しないことが判明したとき。
  - (2) 申請の内容が事実とは異なることが判明したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、登録事業の登録を承諾することが適当でない認められる事実が判明したとき。
- 2 登録事業者の責めに帰すべき事由により前項の規定による取消しを行ったとき（登録事業者による当該登録に係る申請の取下げ又は事業計画の変更の届出により取消しを行った場合を除く。）は、当該取消しに係る申請者については、当該取消しの日以後の登録事業の登録を承諾しないこととする。ただし、所管課長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 登録事業としての登録の承諾を得ていないにもかかわらず無断で委員会の名義を使用した者については、速やかに使用を止めさせるとともに、当該実施の事実が判明した日以後、登録事業としての登録を承諾しないこととする。

(報告)

第6条 所管課長は、登録事業としての登録及び取消しを行った場合は、委員会へ報告することとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、登録事業の登録の事務の取扱いに関し必要な事項は、所管課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月26日から施行する。

平成 年 月 日

(宛先)

G20 福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議  
推進協力委員会 会長 高島 宗一郎 様

〒

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電話番号  
(担当者名： 連絡先 TEL： )G20 福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議 登録事業申請書

下記のことについて、G20 福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議 登録事業を申請します。

## 記

事業名称	
登録種別	関連事業 ・ 周知事業
主催者	
開催期間	
開催場所	
行事等の内容	※行事等の趣旨，内容，参加対象者について記載してください ※これらを含む事業計画書等の添付でも構いません
入場料等	有 料 ・ 無 料 （有料の場合は収支予算書を提出すること。）
<input type="checkbox"/>	暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(団体の場合、当該団体の役員が暴力団員に該当する団体を含む。)でないことを誓約します。
<input type="checkbox"/>	承諾基準に合致（裏面の「事業内容確認事項」の全ての項目に該当）することを誓約します。
<input type="checkbox"/>	記載内容，行事等の計画等を変更する場合は，あらかじめ変更申請を行います。
<input type="checkbox"/>	行事等の終了後に、実施報告書、収支計算書など事業の実績に関する書類を求められたときは、速やかに提出します。
他機関への 後援申請状況 (予定含む)	
そ の 他	



## 1 開催日時

2019年6月8日（土）、9日（日）

## 2 会議会場

ヒルトン福岡シーホーク

## 3 主催者

財務省・日本銀行

## 4 会議の目的

国際金融システム上重要な国々が、主要な国際経済問題について議論し、世界経済の安定的かつ持続可能な成長の達成に向けて協力する。

<設立経緯>

アジア通貨危機等により、国際金融システムの議論を行うに際しては、G7に加え、国際資本市場へのアクセスを有する主要な新興市場国の参加が必要とされることが認識されたことを受け、1999年6月のケルン・サミットにおけるG7財務大臣会議において創設が合意。

## 5 会議参加者

(1)以下の各国財務大臣、財務大臣代理、中央銀行総裁

○G7 日本、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、アメリカ

○アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、その他招待国

(2)EU議長国財務大臣と欧州中央銀行（ECB）総裁

(3)IMFや世界銀行等の国際金融機関の代表

## 6 会議参加総数（想定）

約1,000人 ※アルゼンチンの例による

各国VIP及びその随行者：約400人  
プレス関係者：約250人  
日本関係者：約350人

## 7 推進・協力体制

(1)福岡市推進体制

組織名：G20福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議 福岡市推進本部

目的：全庁的な会議の開催支援

構成：市長（本部長）、副市長、各局・区・室長等 計34名

開催日：（第1回）平成30年5月18日、（第2回）平成30年8月29日

(2)官民連携推進体制

組織名：G20福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議 推進協力委員会

目的：開催機運の醸成や福岡・九州の魅力発信に係る協力

構成：①委員：市長（会長）、経済・金融など計24の団体及び企業

②顧問：福岡県知事、福岡県議会議長、福岡市議会議長

③オブザーバー：福岡財務支局、日本銀行福岡支店

開催日：（第1回）平成30年5月30日

(3)交通総量抑制体制

組織名：G20福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議 交通総量抑制連絡協議会

目的：交通規制によって発生する交通混雑等の住民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える

構成：市、関係行政機関、経済、交通など計32の団体及び企業

開催日：（第1回）平成30年7月4日

### <参考> 首脳会合及び関係閣僚会合

会議名	主催者	開催地	開催日
首脳会合（サミット）	外務省	大阪府大阪市	6/28, 29
外務大臣会合	外務省	愛知県名古屋市	11/22, 23
労働雇用大臣会合	厚生労働省	愛媛県松山市	9/1, 2
観光大臣会合	観光庁	北海道倶知安町	10/25, 26
農業大臣会合	農林水産省	新潟県新潟市	5/11, 12
貿易・デジタル経済大臣会合	経済産業省	茨城県つくば市	6/8, 9
持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合	環境省 経済産業省	長野県軽井沢町	6/15, 16
保健大臣会合	厚生労働省	岡山県岡山市	10/19, 20